

とりしん創業支援資金 スタートアップ

女性創業者、IUターン創業者、
シニア創業者(50歳以上)は、

当金庫
所定利率より
年▲0.1%
優遇



①創業までをバックアップ

とりしん専門スタッフが開業に関するアドバイスや、事業計画の策定支援などを各支援機関と連携して創業に向けたサポートを行います。

②資金面をサポート

資金が必要な際のご融資は、書類が揃ってから、原則14日以内に可否の回答をします。
※審査結果により、ご希望に沿えない場合がございますので、ご了承ください。

③とりしん創業支援ネットワークにより開業後も安心

とりしん創業支援ネットワークのサポートにより、開業後もしっかりサポートを行います。

④ビジネスマッチングのお手伝いをします。

全国の信用金庫ネットワークを活用したビジネスマッチングサービスにより、お客様の事業展開を支援します。

詳しくは裏面をご覧ください。

●お問合せ

鳥取信用金庫 お客様相談窓口(Tel0120-267-104)、又は、最寄の本支店まで

受付日時/月～金(祝日、年末年始を除く) AM9:00～PM5:00

取扱店舗	全 店
名 称	創業支援資金（スタートアップ）
資金使途	創業、新分野進出に要する運転資金、設備資金及びそれに係る借換資金
ご利用いただける方	(1) 当金庫の営業地区内で創業をする個人、創業 5 年未満または新分野へ進出する個人事業者及び法人とし、以下の要件を満たす方。 ① 共通要件 ・事業計画、創業計画を策定していること ・許認可を要する業種についてはその許可を取得していること、または取得が確実であること ② 創業前の事業者の場合 ・創業計画書の提出ができること ・創業することを確認できる資料(個人:所得税法に基づき税務署へ提出する開業届等、法人:定款、商業登記簿謄本)の提出ができること ③ 創業後 1 年未満の事業者の場合 ・創業計画書の提出ができること ・創業したことを確認できる資料の提出ができること ④ 創業後 1 年以上 5 年未満の事業者の場合 ・同一事業の業歴が 1 年以上で、1 期以上の決算を行っていること ⑤ 新分野進出予定の事業者の場合 ・業歴が 1 年以上で、1 期以上の決算を行っていること ・新分野進出に関する事業計画の提出ができること
貸付金額	100 万円以上 2,000 万円以内 ただし、下記の保証付貸付を除く貸付金額は 1,000 万円を限度とします。
保 証	鳥取県信用保証協会へ 1,000 万円を限度として保証委託することができます。
融資方法	証書貸付
返済方法	元金均等返済 または 元利均等返済
返済期間	運転資金 6 ヶ月以上 120 ヶ月以内（据置期間 12 ヶ月含む） 設備資金 6 ヶ月以上 180 ヶ月以内（据置期間 12 ヶ月含む）
貸付利率	当金庫の新長期プライムレートを基準とする変動金利とします。
金利優遇	女性創業者、I J U ターン創業者、シニア創業者（50 歳以上）は、0.1%利率を引き下げします。
保証人	(1) 個人事業者の場合、原則不要とします。 (2) 法人の場合、「経営者保証に関するガイドライン」により協議させていただきます。 (3) 鳥取県信用保証協会保証付の場合は信用保証協会との協議によります。
担 保	原則不要です。 ただし、土地、建物取得資金の場合は原則担保を差入願います。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくはお客様相談窓口（9 時～17 時、電話：0120-260-262）までお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。